

2024年3月

一般財団法人 食品産業センター会員の皆様

東京海上日動火災保険株式会社

【お詫び】食品産業センターを契約者とするリコール保険パンフレットの記載内容誤りにつきまして

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。弊社業務につきましては日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、今般弊社にて作成しました掲題パンフレットにお支払いの対象となる事故例の掲載誤りがあることが判明いたしました。

つきましては、正しい内容を下記のとおりご連絡いたしますので、ご確認いただきたく存じます。

今後はこのようなことのなきよう、弊社内のチェック体制を一層強化し、管理を徹底してまいりますので、何卒ご容赦賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

■パンフレットの1ページ目中段に、当該制度で保険金のお支払いができる事故例として3事例記載いたしましたが、特徴2の事故例が保険金のお支払いの対象とならないことが判明いたしましたので、以下の通り訂正させていただきます。

誤) 事故例 原料の産地偽装が発覚し(国産のものを外国産と表記)、食品表記法違反に該当するため、自主回収を実施した。

正) 上記事故例のような「産地偽装」につきましては、保険金お支払の対象となりませんので、事故例の削除とともに訂正させていただきます。

※補足

生産物回収費用保険約款P19第1章第1条③ア～コに「原料の原産地」「原産国」が含まれていないため、上記パンフレット記載の事故例は免責(保険の対象外)となります。

以上